



石垣市教育委員会告示第12号

入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の6第1項の規定により、公募型プロポーザル入札（以下「入札」という。）を次の通り実施する

令和4年8月29日

石垣市長 中山 義隆



1 入札対象業務

- (1) 業務名：石垣市立小中学校 統合型校務支援システム選定・導入計画策定支援
- (2) 業務場所：石垣市地内（石垣市立小中学校等）
- (3) 期間：契約の日の翌日から令和5年3月31日迄
- (4) 提案上限額：24,684,000円（税込み）
- (5) 業務概要：対象業務は以下の通りである。詳細は別途資料「石垣市立小中学校統合型校務支援システム選定・導入計画策定支援仕様書」を参照すること
ア. 本業務に係るプロジェクトの全体管理（進捗管理、課題管理含む）
イ. 各種検討会の運用支援と調整業務支援
ウ. 校務支援システムの導入設計、各種初期設定支援
エ. 各種運用マニュアルの策定支援
オ. 各種打ち合わせ、検討事項へのアドバイス、提案
カ. ネットワーク事業者との打ち合わせ、対応事項
キ. 利用者研修
ク. ライセンス契約及び保守見積の積算（概算）

2 参加申し込み期間

令和4年8月29日（月）から令和4年9月26日（月）迄

3 選考方式

(1) 第1次審査（書類審査）

ア. 提出された参加申し込み書等を書類審査して、参加資格を有すると認められる応募者の中から、実施要綱「10. 審査基準及び配点に規定する審査基準及び配点」に基づき、事務局に配点されている項目を評価し、上位3者程度を提案候補者として選定する。

イ. 前号で選定された提案者候補から、石垣市小中学校 統合型校務支援システム

選定・導入業務選定委員会において提案者を選定する。

ウ. 実施日：令和4年9月30日(金)

(2) 第2次審査(プレゼンテーション及び質疑応答による審査)

ア. 第1次審査により選定された者に対し、企画提案書についてのプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、○による審査基準及び配点に基づき評価し、もっとも優れている提案を特定し、優先交渉権者とする。併せて次点交渉権者を選定する。

イ. 第2次審査に必要な機材は提案者が準備すること。ただし、スクリーンおよびプロジェクター、テーブルや椅子、電源は事務局で用意する。

ウ. 第2次審査の参加者は1提案者あたり5名までとする。なお、提案者が用意するオンライン会議システム等による参加者については、人数制限は無いものとする。ただし、第2次審査の説明は参加者で行うこと。

エ. 1者の審査時間はプレゼンテーション30分、質疑応答20分の計50分とする。その他設営5分、撤収5分とし、審査時間に含まない。

オ. プレゼンテーションは別紙「評価シート」で審査印に配点されている項目に絞り説明を行うこと。

カ. 提案者が必要と判断したとき、システム操作の端末を委員に配布してもかまわないが、接続に必要な端末及びネットワークは提案者で用意すること。

キ. 実施日：10月下旬

(3) (1) 及び (2) の合計を行い、上位1者を選定する。

4 入札に参加する者に必要な資格

(3) 業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤(組織、人員、体制、資金及び資金等の管理能力、技術能力を含む)を有していること

(4) 契約主体として本調達と同様の対象業務にして構築、運用実績を有していること

(5) 石垣市から契約に係る入札参加停止等の措置を受けていないこと

(6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること

(7) 国税及び市県民税の滞納がないこと

(8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条

2項に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

- (10) ベンダーは ISMS 若しくは P マーク (プライバシーマーク) を取得、若しくは運用保守が開始される令和 4 年 5 月までに認証を取得する計画があること。

5 事務局

部署：教育委員会教育部学校教育課 情報教育推進係

電話：0980-87-5078 FAX：0980-82-0294

メール：kyo-shido@city.ishigaki.okinawa.jp

6 資料の配布

(1) 配布方法

教育部学校教育課 ホームページへの掲示

(2) 配布期日

令和 4 年 8 月 2 9 日 (月) より

7 その他

- (1) 本事業、本依頼、および添付資料の外部への他言、使用は一切行わないこと。
- (2) 参加事業者は複数の提案を行うことはできない。また、同一の事業者が複数の提案の協力事業者として参加することは認めない。
- (3) 本公募に参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。

